| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 損益外除売却差額相当額 | — | — | — | 29,435 | 39,307 | — | — | — | 68,742 | — | 68,742 |
| 損益外減価償却相当額 | 175,970,246 | 26,343,771 | 72,735,754 | 39,123,148 | 78,581,699 | 16,724,205 | 64,923,799 | — | 474,402,622 | 87,544,914 | 561,947,536 |
| 損益外減損損失相当額 | — | — | 96,478 | — | — | — | — | — | 96,478 | 1,824,293 | 1,920,771 |
| 引当外賞与見積額 | 594,473 | △ 706,881 | 794,820 | 739,317 | 99,124 | △ 178,376 | 656,645 | △ 284,619 | 124,863 | △ 584,962 | 460,099 |
| 引当外退職給付増加見積額 | 35,529,728 | △ 6,378,556 | △ 47,296,611 | △ 12,724,503 | △ 1,314,367 | △ 8,522,780 | 23,681,744 | 1,550,500 | △ 15,474,845 | 133,238,767 | 117,763,922 |

## 互助年金・福祉厚生委員会規則（規則第七十五号）中一部改正公告

互助年金・福祉厚生委員会規則（規則第七十五号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十一月二十一日

日本弁護士連合会

互助年金・福祉厚生委員会規則（規則第七十五号）中一部改正

第一条第二項中「および」を「及び」に改める。

第二条を次のように改める。

（委員会の活動）

第二条　委員会は、次に掲げる活動を行う。

一　弁護士互助年金制度の管理及び運用

二　弔慰金及び見舞金の贈呈に関する審議、答申等

三　団体定期保険制度及び弁護士休業補償保険制度の管理、運用等

第三条第三項中「より」を「から」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「、副委員長」を「及び副委員長」に改める。

第五条の見出し中「、副委員長」を「及び副委員長」に改め、同条第二項中「または」を「、又は」に、「予め」を「あらかじめ」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「および」を「及び」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　委員長は、委員のうち若干名を常任委員会又は資金管理運用検討委員会の委員に指名する。

第七条中「および」を「及び」に改める。

第九条中「出席した」を削り、「および」を「及び出席した」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「および」を「及び」に改める。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

（委員会の審議事項）

第十一条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

一　弁護士互助年金の予算及び決算に関する事項

二　弁護士互助年金の資金の管理及び運用に関する事項

三　弁護士互助年金の給付並びに利率の改定及び変更

四　共同取扱拠出型企業年金保険契約の引受保険会社及び引受割合に関する事項

五　団体定期保険制度の管理及び運用に関する事項

六　弁護士休業補償保険制度の管理及び運用に関する事項

七　弔慰金及び見舞金の贈呈に関する事項

八　会長から諮問があった事項

九　その他委員長が必要と認める事項

2　委員会は、前項各号に掲げる事項の審議を常任委員会に委任することができる。

（常任委員会の審議事項）

第十二条　常任委員会は、次に掲げる事項を審議する。

一　弁護士互助年金規程（会規第十六号）及び弁護士互助年金規則（規則第二十四号）に規定する事項の調査及び決定

二　弁護士互助年金の受給者の認定、拠出金の受入れ及び給付に関する事項

三　団体定期保険契約及び弁護士休業補償保険契約に関する調査及び決定

四　委員会から委任を受けた事項

五　その他委員長が必要と認める事項

第十三条第一項中「、弁護士互助年金制度の管理運営に関し」を削り、同項各号を次のように改める。

一　弁護士互助年金及び団体定期保険の資金の管理及び運用に関し、委員会から委任を受けた事項

二　共同取扱拠出型企業年金保険契約及び団体定期保険契約の引受保険会社及び引受割合に関し、委員会から委任を受けた事項

三　その他委員長が必要と認める事項

第十三条第二項中「保険者または分担割合」を「引受保険会社又は引受割合」に、「本会会長または」を「会長又は」に改め、同条第三項中「本会会長」を「会長」に、「互助年金資金」を「弁護士互助年金又は団体定期保険の資金」に、「聞いて」を「聴いて」に、「保険者または分担割合」を「引受保険会社又は引受割合」に改め、同条第四項中「本会会長」を「会長」に改め、「互助年金資金の保険者または分担割合について」を削る。

第十四条中「定めるもののほか」を「定めのない事項は」に改める。

附　則

第一条第二項、第二条、第三条第三項、第四条から第七条まで及び第九条から第十四条までの改正規定は、平成二十五年十一月二十一日から施行する。

## 量刑データベースの運営、判決書の保管等に関する規則（規則第百四十六号）中一部改正公告

量刑データベースの運営、判決書の保管等に関する規則（規則第百四十六号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十一月二十一日

日本弁護士連合会

量刑データベースの運営、判決書の保管等に関する規則（規則第百四十六号）中一部改正

第三条第二項及び第五条第三号中「裁判員本部」を「日弁連刑事弁護センター」に改める。

附　則

第三条第二項及び第五条第三号の改正規定は、平成二十五年十一月二十一日から施行する。